

町内会要望

◆ 住みよいまちづくりを目指して

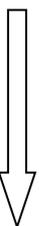
地域の課題については、個人や家庭だけで解決するのは難しく、住民が力を合わせなければ解決できないことがたくさんあります。地域で十分話し合い、地域全体の共通課題として意識を高め、ひとつずつ解決していくことが大切です。

その中で、地域では解決できない課題について、「町内会要望」として市に要望していただく仕組みを設けています。市では、対話を通してよりよい「協働関係」を構築し、地域の課題に地域と共に取り組み、地域の住民福祉の向上に努めます。

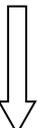
要望事項は、地域で十分協議いただき、重要な課題としてください。また、道路陥没・水路補修など緊急を要する事項については、要望事項とは関係なく、迅速に対応いたしますので直接担当課へ御連絡、御相談ください。

◆ 町内会要望の事務の流れ

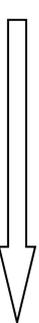
1. 要望書の作成

- 
- 1枚の要望書に1つの内容を記入ください。
 - 町内会等が抱える課題を町内会の中で十分協議をいただき、要望内容について地域住民の意思が統一されていることを御確認ください。
 - 私有地など、地権者の承諾が必要となる場合がありますので事前に調整をお願いします。

2. 要望書の提出

- 
- 要望内容により市役所各部署へ直接提出願います。担当部署がわからない場合は、まちづくり協働課・地域協働係に提出いただくか、電話（561-2324）でお問い合わせください。

3. 要望書に対する市の対応

- 
- 要望内容に応じて現地調査が必要なものについては、市の担当職員が、必要に応じて、役員の方の立会をいただきながら現地調査を行います。
 - 緊急性や重要性、あるいは経済効果、地域バランスなどを考慮し、必要とされる事業について、事業化を図っていきます。
 - 市の管轄外のもの（国道、県道、信号機設置等）については、それぞれ市の担当課から各関係機関に要請しますが、回答にあたっては、関係機関からの回答後になります。

4. 要望書の回答

- 要望書の回答は、1ヶ月を目途に担当課から行います。

要 望 書

草津市長 様

年 月 日

学区	町内会 会長
【要望事項】 について	
〈要望内容〉	

※必要に応じて場所のわかる図面等を貼付（添付）してください。

※一要望ごとに一葉とし、できるだけ詳細に書いてください。